

監 第 21 号
令和7年5月23日

請求人

● ● ● 様

倉敷市監査委員 井 上 計 二
倉敷市監査委員 濱 田 弘
倉敷市監査委員 時 尾 博 幸
倉敷市監査委員 中 西 公 仁

住民監査請求に係る監査の結果について（通知）

令和7年3月24日付けで請求のあった地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求に係る監査の結果を同条第5項の規定により次のとおり通知する。

第1 監査の請求

1 請求人

倉敷市●●●●●●●●番地 ●● ●

2 請求書の受付日

令和7年3月24日

3 請求の内容

本件請求書の内容は、次のとおりである（原文のまま）。

請求の対象となる行為

1. 倉敷市船穂町高齢者福祉センター（以下「本センター」という。）における常設の風呂に関する情報提供義務の懈怠
2. 上記1に関連する利用促進義務の懈怠
3. 上記1及び2に起因する本センターの利用状況に関する管理運営業務の懈怠

請求の趣旨

1. 倉敷市長に対し、社会福祉法人倉敷市社会福祉協議会（以下「指定管理者」という。）

との間で締結された指定管理協定に基づき、上記請求の対象となる行為に関する事実の調査及び是正措置を講じる事を求める。

そして、今迄不当に支出した指定管理料の返金を求める

2. 倉敷市監査委員に対し、上記の措置が適切に行われたか監査し、必要な措置を講じることを求める。

請求の理由

1. 情報提供義務の懈怠

- ・指定管理協定第2条において、指定管理者は本センターの利用促進を図る為、利用者に対し適切な情報提供を行う義務を負う。
- ・仕様書第2条4項において、指定管理者は施設の利用促進を積極的に図るものとする。
- ・しかし、指定管理者は、本センターに常設の市民に解放した風呂が存在する事をポスター、掲示板（船穂地区町内会掲示板を含む）利用者住民が確認できる場所を通じて周知していない。
- ・これは、情報提供義務の懈怠にあたる。
- ・利用促進義務の懈怠
- ・指定管理協定2条4項において、指定管理者は本センターの利用促進を図るため、広報活動、イベント開催、利用者ニーズの把握等、積極的な措置を講じる義務を負う。
- ・仕様書第5条2項及び第6条3項において、指定管理者は日常管理を徹底し、こまめに小規模修繕を行うことにより、施設の老朽化の進行を遅らせることがある。
- ・しかし、指定管理者は、風呂の存在を秘匿し、利用者が風呂を利用できない状態を放置している。
- ・これは利用促進の過怠にあたる。
- ・管理運営義務の過怠（風呂）
- ・指定管理協定において、指定管理者は本センターの利用状況を把握し、適切に管理運営を行う義務を負う。
- ・仕様書第2条1項において、指定管理者は、利用者の安全確保を第一とし、利用者にとって快適な施設であることに努める。
- ・しかし指定管理者は、数年来風呂の利用者が0であるという異常な事態を把握しながら、必要な改善措置を講じていない。
- ・これは、管理運営義務の懈怠にあたる。
- ・管理運営義務の懈怠（デイサービス）
- ・指定管理協定において、指定管理者は本センターの設置目的を逸脱せず、善良なる管理者の注意をもって本センターの管理を行う義務を負う。
- ・仕様書第9条（その他注意事項）において、指定管理者は公の施設であることを常に念頭において、公平な運営を行うこととし、特定の者に有利あるいは不利にな

る運営をしない事。

- ・しかし、指定管理者は午前中に特定の介護事業所（指定管理者と同一の社会福祉協議会が運営）に本センターを無償で優先的に利用させている。
- ・これは、公平性を欠き、本センターの設置目的に沿わない管理運営であり、管理運営義務の懈怠にあたる。

損害の発生

- ・上記義務の懈怠により、本センターの利用率が低下し、施設の有効活用が阻害され倉敷市に経済的損失が生じている。
- ・また、住民は風呂を利用する機会を奪われ、精神的苦痛を被っている。
- ・さらに、特定の介護事業所への優先的な利用許可は、他の利用者に対する不公平感を生じさせ、本センター全体の信頼を損なうものである。
- ・これらの損害は、地方自治法第242条第1項に定める「違法または不当な公金の支出、財産の取得、管理、処分、契約の締結、履行その他財務会計上の行為」に該当する。

追加文章

1. 今回の対象職員は、健康長寿課の課長及び担当者その他上司、関係人です（部長、局長を含む）
2. 委託契約書の中で、市民に向けた施設の広報活動は指定管理業者がする事になっている。
3. 契約によって指定管理料が支払われている。又風呂の利用についても契約書では示されては無く何も根拠がないのに指定管理者の主導で利用料金無料、しかも優先的に午前中に設定して利用をしている。市民に知らされずに利用する機会を不当に奪われている。

担当者に理由を聞くと前々からこの様になっている。決めるのは指定管理者である社会福祉協議会であるとの回答。

4. 損害金については、不作為行為 委託契約の不履行である為に支払った指定管理料全額の返金 そして 風呂の無料利用については適切に積算をして過去に遡っての請求。

法的根拠がない場合は、違法行為として警察等関係機関と協力して法的措置を行う事

事実を証する書面については、請求人から提出されているが、本件監査結果では添付を省略する。

4 請求の要件審査

本件請求は、自治法第242条の所定の要件を具備しているものと認め、令和7年3

月 24 日付けでこれを受理した。

第 2 監査の実施

1 監査の対象

(1) 対象事項

本センターの常設の風呂（浴室（大））（以下「浴場」という。）について、指定管理者である倉敷市社会福祉協議会（以下「倉敷市社協」という。）が、浴場利用の広報等、情報提供義務を懈怠したことによる利用促進義務の懈怠、指定管理者自らが運営する介護事業で浴場を無償で優先使用させていたことにより、公平性を欠いているとした管理運営義務の懈怠、住民が浴場を利用する機会を奪われたことによる精神的苦痛、これらの義務懈怠等が指定管理協定書等に定められた契約義務不履行であるとして、支出された指定管理料の返還を求めることについて、倉敷市監査基準に準拠して住民監査請求に基づく監査を実施した。

(2) 対象部署

保健福祉局健康福祉部健康長寿課

2 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

監査委員室

(2) 実施日程

令和 7 年 3 月 25 日から令和 7 年 5 月 23 日まで

3 請求人の陳述

(1) 令和 7 年 4 月 30 日、自治法第 242 条第 7 項の規定に基づき、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を与え、その際、関係職員を立ち会わせた。

なお、請求人から新たな証拠の提出はなく、請求人に対する事情聴取のみを実施した。

(2) 陳述の要旨

本センターは公共財産であり、市民サービスのために使用するべきものであるにもかかわらず、倉敷市社協が浴場を介護事業に使用しているため、市民は午後の短い時間しか利用できない状態である。また、倉敷市社協が、介護事業を行うために根拠なく浴場を無償で使用し、利益を得ていることは問題である。

また、浴場の利用についての広報が全くできていないことを担当課に指摘したところ、最近になってホームページに掲載されたようである。それまでは浴場の利用について、まったく広報されておらず、浴場が利用できることを誰も知らない状態が続いていたものである。

4 関係職員の陳述

(1) 令和7年4月30日、監査対象部署の陳述の聴取を行い、その際、請求人を立ち会わせた。

(2) 陳述の要旨

施設の広報については、指定管理業務仕様書に「適切な広報を行うなど、施設の利用促進を積極的に図ること。」と定めており、指定管理者により、ホームページへ掲載するとともに船穂支所においてポスターの掲示やチラシを設置するなど、施設を活用してもらえよう広報に努めている。また、市のホームページにも老人福祉センターの紹介ページを設けている。

なお、浴場利用の広報については、令和6年度には本センターのホームページやチラシに浴場の利用についても盛り込んだほか、更新したポスター及びチラシは船穂支所の掲示板、チラシラックに設置している。また、浴場の利用についての説明・注意を記載した案内チラシは少なくとも5年以上前から本センター入口のチラシラックに備えており、施設利用者は浴場の利用についていつでも確認できる状態になっていた。

当施設の浴場は、事前に利用申請を受け付けて体調などの確認をした上で利用していただくこととしているが、利用できる時間は午後としており、午前中は倉敷市社協がデイサービスに使用している。利用実績としては、直近3年間のうち、令和4年4月から令和7年1月までは利用者がいなかったものの、令和7年2月以降は利用されている方がおり、その間、浴場の利用についての問い合わせが数件あったが、その都度、説明、案内をしている。

また、当施設の指定管理業務水準書において、要求水準に利用者数と利用者満足度という2つの指標を設けており、利用者数については新型コロナウイルス感染症の影響を受けて達成目標を下回っているものの回復基調、利用者満足度は要求水準を大きく上回っている。その他管理運営に係る懈怠も認められず、請求人の指摘である指定管理料の不当な支出には当たらないと考える。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 行政財産の使用許可に係る法令及び例規の規定について

ア 自治法第238条第3項及び第4項並びに第238条の4第7項

「普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産」を行政財産といい、「その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。」と規定されている。

イ 倉敷市財務規則第236条及び第237条

本市では、上記の自治法の規定に基づき、倉敷市財務規則において、行政財産の使用許可の手続き等の取扱いを定めている。

(ア) 使用許可（第236条）

行政財産の使用を許可しようとするときは、申請人から所定の行政財産使用許可申請書を提出させ、内容を調査し、市長が適当と認めるときは、所定の行政財産使用許可書を申請人に交付しなければならない。

(イ) 使用許可の基準（第237条）

行政財産は、国、地方公共団体その他の公共団体又は公共的団体において、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供する場合、その使用を許可することができる。

ウ 倉敷市行政財産使用料徴収条例（昭和45年条例第15号。以下「使用料徴収条例」という。）第2条及び第8条

本市では、上記の自治法の規定に基づき、使用料徴収条例を制定し、行政財産の使用を許可した場合における、使用者から徴収する使用料等の取扱いを定めている。

(ア) 使用料の納付（第2条）

行政財産の使用許可を受けた者は、使用料を納付しなければならない。

(イ) 使用料等の減免（第8条）

市長は、行政財産の使用目的が次の各号の一に該当するときは、使用料および加算金の額を減額し、またはその徴収を免除することができる。

第1号 市が共催する行事のために使用するとき。

第2号 国または他の公共団体その他公共的団体において、公用もしくは公共用または公益事業の用に供するため使用するとき。

第3号 地震、火災、水害等の災害により応急収容施設として短期間使用するとき。

第4号 前各号に定めるもののほか、市長が公益上特に必要があると認めるとき。

(2) 対象施設の概要

平成6年に船穂町が設置した本センターは、平成17年の倉敷市、船穂町、真備町合併後、平成18年4月より管理・運営について指定管理者制度を採用している。倉敷市社協は本センターにおいて、倉敷市老人福祉センター条例（昭和43年条例第12号。以下「センター条例」という。）に基づき、趣味講座の開講、同好会の活動支援、看護師による健康相談、浴室施設の提供を行っているほか、介護保険法（平成9年法律第123号）に位置付けられている各種介護サービス事業の運営を通じて、地域福祉の増進を図っている。

ア 施設の概要

目 的 老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）第１５条第５項の規定に基づき、地域の老人に対して各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、老人に健康で明るい生活を営ませることを目的とする。

所 在 地 倉敷市船穂町船穂１８６１番地１

施設概要 構 造 鉄筋コンクリート造２階

敷地面積 ３，６０４．００㎡

延床面積 １，１４８．６４㎡

施設内容 １階 事務室、集会室、健康相談室、機能回復訓練室、浴場（浴室（大）、（小））ほか

２階 会議室、倉庫ほか

屋外 ゲートボール場、駐車場、駐輪場ほか

事 業 老人の生活、住宅、身上等に関する相談ならびに指導
老人の疾病の予防、治療に関する相談ならびに指導
老人の生業及び就労等の指導
老人の後退機能の回復訓練、指導
老人の教養の向上及びレクリエーション等の事業
その他老人の福祉を増進するため必要と認めること

イ 沿革

平成 ６年 ７月 船穂町が本センターを設置

- ・施設に老人福祉センター、デイサービスセンター、ゲートボール場を設置
- ・施設の管理運営を船穂町社会福祉協議会へ委託

平成１７年 ８月 倉敷市、船穂町、真備町合併

- ・施設名称が「倉敷市船穂町高齢者福祉センター」に変更
- ・老人福祉センター事業は倉敷市が事業を継承
- ・デイサービス事業は船穂町社会福祉協議会（同年１０月より倉敷市社協）が事業を継承
- ・施設の管理運営は、従前どおり委託

平成１８年 ４月 本センターの指定管理者制度導入

- ・指定管理者は倉敷市社協
- ・以降、継続して指定管理者制度による運営
平成１８年４月１日～平成２１年３月３１日（３年間）
平成２１年４月１日～平成２６年３月３１日（５年間）
平成２６年４月１日～平成３１年３月３１日（５年間）
平成３１年４月１日～令和 ６年３月３１日（５年間）
令和 ６年４月１日～令和１１年３月３１日（５年間）

(3) 倉敷市社協の概要

ア 目的

倉敷市社協は、倉敷市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

イ 沿革

昭和62年 4月 設立

平成 5年 6月 福祉人材紹介事業を許可され紹介事業を開始

平成11年10月 地域福祉権利擁護事業（現、日常生活自立支援事業）開始
倉敷たすけあい在宅支援サービス事業開始

平成17年10月 倉敷市・船穂町・真備町社協合併

平成18年 4月 本センターの指定管理受託

ウ 事業

倉敷市社協は、前述の目的を達成するために、定款に基づき次の主な事業を行っている。

- (ア) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (イ) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (ウ) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (エ) 前各号のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- (オ) 居宅介護支援事業
- (カ) 通所介護事業
- (キ) 訪問介護事業
- (ク) 老人福祉センターの経営
- (ケ) 地域包括支援センター倉敷市船穂高齢者支援センター設置及び受託経営
- (コ) 介護予防支援事業
- (サ) 介護予防・日常生活支援総合事業
- (シ) 生活支援体制整備事業

(4) 指定管理者が行う業務について

「老人福祉センター倉敷市船穂町高齢者福祉センター指定管理業務仕様書（抜粋）」

2 管理運営にかかる基本的な考え方

老人福祉センターの利用者（以下「利用者」という。）が安心して利用できるよう、日常的に点検を行い、施設の機能を維持するとともに、利用者が快適に施設を利用で

きる良質な環境を提供すること。

- ①利用者の安全確保を第一とすること。
- ②利用者にとって快適な施設であることに努めること。
- ③施設の効率的・弾力的運営を行うこと。
- ④適切な広報を行うなど、施設の利用促進を積極的に図ること。
- ⑤整理整頓に努め、衛生面に万全を期すこと。
- ⑥魅力ある自主事業を実施するなど、市民サービスの向上に努めること。
- ⑦個人情報の保護を徹底すること。

5 主たる業務

(1) 老人福祉センターの管理運営に関する業務

老人福祉センターが、老人福祉法第15条第5項の規定に基づき、地域の高齢者に対し、各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、高齢者に健康で明るい生活を営ませる施設という設置理念に基づいて管理運営を行う。

- ①老人福祉センターの使用許可に関する業務
- ②老人福祉センターの維持管理に関する業務
- ③センター条例第3条各号に規定する事業に関する業務
- ④その他老人福祉センターの利用者の利便性を向上させるために必要な業務

(2) 利用許可に関する業務

- ①利用申請にかかる補助、申請書の受理
- ②利用許可（不許可を含む。）の決定
- ③利用許可証の交付
- ④その他利用許可に関すること。

6 その他の業務

- (1) 受付及び案内に関する業務
- (2) 備品等の貸出しに関する業務
- (3) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) 安全の確保に関する業務
- (9) モニタリングに関する業務
- (16) 近隣への配慮・対応に関する業務
- (17) その他管理運営に関し必要な業務

9 その他注意事項

- ①公の施設であることを常に念頭において、公平な運営を行うものとし、特定のものに有利あるいは不利になる運営をしないこと。
- ②指定管理者が施設の管理運営に係る各種規程等を作成する場合は、倉敷市と協議を行うこと。又、作成後は、規定の内容を報告すること。
- ③施設の利用等について、利用者、住民等から苦情があった場合は、適切な対応をするとともに、その内容を市へ報告すること。

④施設見学や取材及び撮影を希望する者に対しては、運営に支障のない限り、許可するよう努めること。なお、取材及び撮影に当たっては、一般利用者の活動に支障がないように配慮すること。

⑤指定管理者は、この業務水準書に規定するほか、指定管理者の業務の内容及び処理について、疑義が生じた場合は倉敷市と協議し決定すること。

(5) 委託料の支出時期について

本件請求の事実を証する書面として請求人から提出された、委託料に係る支出命令書の支出額及び支払日は以下のとおりである。

年度	対象月	支出額	支払日
令和5年度	1月分	1,626,000円	令和6年1月11日
	2月分	1,626,000円	令和6年2月6日
	3月分	1,624,625円	令和6年3月6日
令和6年度	4月分	1,871,000円	令和6年4月11日
	5月分	1,871,000円	令和6年5月13日
	6月分	1,871,000円	令和6年6月6日
	7月分	1,871,000円	令和6年7月8日
	8月分	1,871,000円	令和6年8月8日
	9月分	1,871,000円	令和6年9月11日
	10月分	1,871,000円	令和6年10月4日
	11月分	1,871,000円	令和6年11月8日
	12月分	1,871,000円	令和6年12月10日
	1月分	1,871,000円	令和7年1月10日
	2月分	1,871,000円	令和7年2月6日

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第163条第2号の規定による前金払の方法により支出されており、自治法第234条の2第1項の規定による完了の確認をするため必要な検査を毎月実施している。

(6) 浴場の管理運営について

ア 年間利用者数

	入浴利用者数(延べ人数)
令和5年度	0人
令和6年度	5人

イ 広報

令和6年11月以降、本センター館内及び倉敷市船穂支所において、本センターの浴場について記載された印刷物の掲示及び配布を行っており、倉敷市社協のホームページでも、浴場の利用について掲載されている。

(7) 浴場の使用許可について

健康長寿課は倉敷市社協から提出された行政財産使用許可申請に基づき、当該浴場を含めた行政財産の使用許可を行っており、使用料徴収条例第8条第2号の規定により、使用料を免除としている。

ア 行政財産使用許可申請書

申請日 令和6年2月20日

申請人 倉敷市笹沖180

社会福祉法人倉敷市社会福祉協議会

会長 中桐 泰

所在地 倉敷市船穂町船穂1861-1（船穂町高齢者福祉センター）

区分 建物・土地

種目 RC造2階建・宅地

数量 780.21㎡

備考 介護保険サービス等専用部分248.09㎡

共用部分532.12㎡

案内看板2枚

使用目的 通所介護事業等を実施するため

使用期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日

必要理由 介護保険サービスにおける通所介護、訪問介護、居宅介護支援及び地域包括支援事業を継続して実施するため。

添付書類 位置図、平面図、案内看板写真

イ 行政財産使用許可書

許可日 令和6年4月1日

番号 倉敷市健長第8号

申請人 倉敷市笹沖180

社会福祉法人倉敷市社会福祉協議会

会長 中桐 泰

所在地 倉敷市船穂町船穂1861-1（船穂町高齢者福祉センター）

使用目的 通所介護事業等を実施するため。

使用期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日

使用料 免除 倉敷市行政財産使用料徴収条例第8条第2号該当

上記のとおり許可します。倉敷市長 伊東 香織

2 判断

(1) 委託料の支出から1年が経過しているものについて

住民監査請求は、自治法第242条第2項により、当該行為のあった日から1年を経過したときは、正当な理由のない限りこれを行うことができないと規定されている。本件請求書の収受日である令和7年3月24日時点において既に1年を経過している、令和6年3月23日以前の委託料の支出については、1年以内に請求できなかった理由が示されていないため、請求の要件を満たしていない。

(2) 委託料の支出から1年が経過していないものについて

請求人の主張する、倉敷市社協による浴場の管理運営等に関する業務の実施状況が、協定書で定める業務の不履行に当たり、委託料の支出が違法又は不当な公金の支出に該当するか否かについて検討する。

ア 浴場利用の広報等、情報提供義務を懈怠したことによる利用促進義務の懈怠の有無について

本センターは、センター条例第1条により「地域の老人に対して各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、老人に健康で明るい生活を営ませること」を目的として設置されたものであり、指定管理者業務仕様書においては、この目的を達成するための目指すべき方向性や管理運営に係る基本的な考え方、主たる業務等が示されている。

請求人は、本センター内の浴場の利用についての広報及び利用促進等の業務を行うことは、この協定書及び仕様書で定めた倉敷市社協の義務であるにも関わらず、浴場の利用についての広報を行っておらず、このことで利用者が浴場を利用できていない状態にあることは契約不履行に当たると主張している。

確かに、請求書の添付資料として提出された写真（船穂支所掲示物）には浴場の利用に関する記載はないが、現時点においては、ポスター掲示及び指定管理者（倉敷市社協）のホームページへ掲載されており、請求人が主張している浴場の存在の秘匿、利用者が浴場を利用できない状態が放置されていたとまでは言い難い。

また、仕様書は施設全体の管理運営等について定めたものであり、施設の一部である浴場について、具体的な取扱いを定めたものではない。広報の方法等については、施設の目的を逸脱しない範囲で、ある程度指定管理者の裁量に委ねられていると解される。広報の状況について健康長寿課は把握しており、現在の広報内容は委託者の意向に沿った取扱いであったと推察される。

なお、業務の履行状況について、健康長寿課は関係法令に従い毎月完了検査を行っているところ、令和6年度においては入浴利用者数（延べ人数）が5名に増加していることも踏まえれば、指定管理者からの業務内容の報告等により、業務が適切

に遂行されていたと判断したことは妥当性を欠くとは認められない。

イ 指定管理者自らが運営する介護事業で浴場を無償で優先使用させていたことにより、公平性を欠いているとした管理運営義務の懈怠について

本市が倉敷市社協に対し使用料を徴収しないこと、すなわち、本件使用料を免除したことが、違法又は不当に公金の賦課・徴収を怠る事実該当するか否かについて検討する。

(ア) まず、使用料徴収条例第8条第2号の適用について検討する。

第8条は「市長は、行政財産の使用目的が次の各号の一に該当するときは、使用料および加算金の額を減額し、またはその徴収を免除することができる。」とし、第2号において「国または他の公共団体その他公共的団体において、公用もしくは公共用または公益事業の用に供するため使用するとき。」と規定されている。

この点、社会福祉法第109条に規定する市町村社会福祉協議会の性質に鑑みれば、倉敷市社協が使用料徴収条例第8条第2号でいう公共的団体に該当することは明らかである。

また、倉敷市社協によって行われている事業、すなわち通所介護、訪問介護及び居宅介護支援の各事業は、いずれも介護保険法に定義されている事業であり、国の通知において、社会福祉法人の行う公益事業であると位置付けられている。

以上から、倉敷市社協による上記各公益事業の実施を目的とした本件使用許可に係る使用料については、使用料徴収条例第8条第2号を適用し、減免することが可能である。

(イ) そして、本センターの設置経緯及び設置目的として、本センターは、平成6年に「船穂町における福祉の充実を図るとともに、町民の協力のもとに広範な福祉活動を助長し、健康で明るい福祉の町づくりを推進すること」を目的に船穂町が設置をし、「船穂町高齢者福祉センター設置及び管理に関する条例」に基づき、本センター内に老人福祉センター、デイサービスセンター等を設置し、管理運営を船穂町社協に委託した経緯がある。

現在、デイサービスセンターにおいて実施されている通所介護、訪問介護及び居宅介護支援の各事業については、船穂町地区における福祉の充実を図るために、長年にわたり行われてきたものであり、地域住民の生活に不可欠なものとなっている。

また、「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日付け厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）、別紙1 社会福祉法人審査基準 第2 法人の資産 1資産

の所有等（１）原則によれば「法人は、社会福祉事業を行うために直接必要なすべての物件について所有権を有していること、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていること。」とあることから、平成１７年の合併以降は、倉敷市社協が本市からの使用許可を受け、事業を継続してきたところである。

以上、倉敷市社協の公共的団体性及び公益事業性、従前の経緯等を考慮し、本件使用料を免除すると判断したことについて、裁量権の逸脱又は濫用があったとも、妥当性を欠くとも認められず、違法・不当とは言えないため、違法又は不当に公金の賦課・徴収を怠る事実は認められない。

ウ 住民が浴場を利用する機会を奪われたことによる精神的苦痛について

住民監査請求は、その対象とされる事項は自治法第２４２条第１項に定める事項、すなわち公金の支出、財産の取得・管理・処分、契約の締結・履行、債務その他の義務の負担、公金の賦課・徴収を怠る事実、財産の管理を怠る事実に限られるのであり、これらの事項はいずれも財務会計上の行為又は事実としての性質を有するものであるから（平成２年４月１２日最高裁判決参照）、普通地方公共団体の機関又は職員による違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実を対象としている。

請求人は、管理運営義務の懈怠により、住民が風呂を利用する機会を奪われたことにより精神的な苦痛を被ったとしているが、これは、実質的に管理運営義務違反の有無そのものの判断を求めるものであって、住民監査請求の対象となる財務会計上の行為又は怠る事実には該当しない。

また、住民監査請求は、地方公共団体の財政の腐敗防止を図り、住民全体の利益の確保を目的とするものであるから、本件請求のいう管理運営義務違反の結果、倉敷市に具体的な損害が発生し又は発生しようとしているとは認められない。

第４ 結論

以上のことから、倉敷市社協が指定管理者として協定書に基づき実施した本センターの浴場の利用等に関する業務について、契約の不履行に当たる点は認められず、したがって違法又は不当な公金の支出であるとは言えず、本件住民監査請求については、請求人の主張に理由がないものと判断する。